

平成29年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成29年6月23日（金曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第13号 工事請負契約の締結について

議案第14号 工事請負契約の締結について

日程第4 委員会所管事務調査報告について

日程第5 意見書案第1号 学校給食費の無料化及び給食費負担の軽減を求める意見書  
意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

意見書案第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

意見書案第5号 ライドシェアの導入ではなく安心・安全タクシーを求める意見書

日程第6 報告第8号 例月現金出納検査報告について

日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第8 委員の派遣について

日程第9 委員の派遣報告について

日程第3 議案第13号 工事請負契約の締結について

議案第14号 工事請負契約の締結について

日程第4 委員会所管事務調査報告について

日程第5 意見書案第1号 学校給食費の無料化及び給食費負担の軽減を求める意見書  
意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

意見書案第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

意見書案第5号 ライドシェアの導入ではなく安心・安全タクシーを求める意見書

日程第6 報告第8号 例月現金出納検査報告について

日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第8 委員の派遣について

日程第9 委員の派遣報告について

## 1. 出席議員（16名）

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

5番 川村幸栄 議員  
 7番 高野美枝子 議員  
 8番 佐久間誠 議員  
 9番 東川孝義 議員  
 10番 塩田昌彦 議員  
 11番 山田典幸 議員  
 12番 大石健二 議員  
 13番 熊谷吉正 議員  
 15番 高橋伸典 議員  
 16番 佐々木寿 議員  
 18番 東千春 議員

こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君  
 支援室長  
 営業戦略室長 水 間 剛 君  
 上下水道室長 粕 谷 茂 君  
 会計室長 常 本 史 之 君  
 監査委員 上 田 盛 一 君

1. 欠席議員（2名）

1番 浜田康子 議員  
 6番 奥村英俊 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保敏  
 書記 倉澤富美子  
 書記 開発恵美  
 書記 長正路慶

1. 説明員

市長 加藤剛士 君  
 副市長 橋本正道 君  
 副市長 久保和幸 君  
 教育長 小野浩一 君  
 総務部長 中村勝己 君  
 参事監 松岡将 君  
 市民部長 三島裕二 君  
 健康福祉部長 田邊俊昭 君  
 経済部長 白田進 君  
 建設水道部長 天野信二 君  
 教育部長 小川勇人 君  
 市立総合病院 岡村弘重 君  
 事務部長  
 市立大学局長 松島佳寿夫 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員、6番、奥村英俊議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

9番 東川 孝義 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

介護保険法の改正にかかわって外1件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1番目、介護保険法の改正にかかわって伺います。介護保険サービスの自己負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案が5月26日、参議院本会議で成立いたしました。今回の制度の見直しは、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げや現役並み所得者の利用料3割化等の新たな負担増、長期療養を担う療養病床の削減、廃止、生活援助のヘルパーの配置基準緩和や介護報酬の引き下げなど31本の改正法案を一括して採決されたものです。

そこで、1つ、地域包括ケアシステム強化法について伺います。主なものをわかりやすく、簡単にお知らせください。

2つ目、負担増についてであります。2015年8月から利用料に2割負担を導入されたばかりですが、来年8月から一定所得以上の人の利用料

を3割にするとしています。利用抑制、重度化につながると民医連などで事例調査した結果、このように危惧されているという報告がされています。全国では約12万人の方々が該当すると言われております。名寄市ではどのような状況になり、どのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

3つに、高齢障がい者への対応について伺います。障がい福祉サービスの利用は、65歳以降は原則介護保険制度の利用を優先としています。現場職員に障がい福祉も介護福祉も兼務させる基準緩和では、サービスの質、量の低下、労働者の過重労働につながりかねません。今でさえ障がい福祉の現場からは、当事者さんへのサービス低下に困っているという声も聞いています。お考えをお聞かせください。

4つに、介護医療院について伺います。2013年、地域医療構想で2025年に向けて病床機能の再編、削減が進められています。約135万床から119万床へ削減と言われております。介護療養病床は17年度末までに全廃する予定でしたが、2023年末まで延長し、その受け皿として介護医療院が創設されるということです。どのように受けとめておられるのかお聞かせください。

5つ目に、自立支援、重度化防止への考え方について伺います。本年4月から要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外す総合事業が始まっております。名寄市を初め多くの自治体が該当する受け皿を確立できず、現行サービスを実施しております。名寄市のお考えをお聞かせください。

6つ目に、第7期計画に向けての考え方について伺います。ケアマネージャーの不足、これが介護支援専門員協会が実態調査を行った結果、新たに浮上してまいりました。新たなケアプラン作成の依頼があっても断らざるを得ないこともあると言っております。道は、次の介護保険事業計画をまとめる中でどれだけのケアマネージャーが必要か

できる限り把握したいとしていますけれども、名寄市の現状とお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目2つ目、働き方について伺います。働き方改革が進められています。非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正は実現するのでしょうか。そこで、名寄市民の働き方はどのようになっているのか実態を把握しながら、市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

1つに、大学生のアルバイトの状況について伺います。名寄大学紀要、2017年、学生アルバイト職場における労働安全衛生の調査では、さまざまなブラックバイトの事例と同じようなトラブルを多くの学生が経験しているとの実態が明らかになりました。このことに対して市はどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目に、保育士、幼稚園教諭の働き方について伺います。道北地域の保育者の就業実態と就業意識に関するアンケート調査から、非正規雇用は調査では42.3%となっています。また、低賃金についてもとても満足、やや満足という方は14.6%、かなり不満、やや不満と言われた方が56%に上っています。名寄市立保育所で働く保育士の方々の実態はどのようになっているのかお聞かせください。

3つ目に、教職員の働き方について伺います。文科省の10年ぶりの実態調査では、中学校で約6割、小学校で約3割の先生方が週60時間以上勤務し、厚労省が言う過労死ラインに達していることがわかりました。部活動の指導や新学習指導要領、英語などの導入で多忙をきわめているのではないのでしょうか。教員の命と健康を守るためにも子供たちの教育を守るためにも長時間労働の解消が必要です。お考えをお聞かせください。

4つに、医師、看護師の勤務実態について伺います。厚労省調査では、20代の医師で週50時間超過勤務、そして待機時間が12時間以上というような若手を中心とする医師の苛酷な長時間労働

の実態が示されたと指摘されています。名寄市立病院の医師の平均勤務時間はどのようになっているのか、お考えもあわせてお聞かせください。

5つに、公契約にかかわる働き方について伺います。公契約にかかわる指針の中、基本指針の3で地域経済の活性化を図る入札、契約制度の推進、そこに働く市民等の安定した雇用環境の確保に努めるものとするがありますが、調査、報告などはどのようになっているのかお聞かせください。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） おはようございます。川村議員より大項目2点について御質問いただきました。大項目1につきましては私から、大項目2につきましては総務部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

大項目1、介護保険法の改正にかかわって、小項目1、地域包括ケアシステム強化法についてお答えいたします。御質問にありましたとおり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律につきましては、介護保険法を初めとした31本の法改正となっております。改正の主な内容としましては、介護保険法の改正では現在策定を行っております介護保険事業計画の記載事項につきまして、被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、軽減、悪化の防止などについての施策及びその目標が新たに追加されたこと、また後ほど御説明いたします新たな介護保険施設である介護医療院の創設を初め、一定以上の所得のある方の利用者負担の見直し、高齢分野と障がい分野双方の制度に共通する共生型サービスの創設、介護納付金における総報酬割の導入などが上げられます。さらには、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項が介護保険法に明記され、認知症に係る知識の普及啓発、介護者への支援などの努力義務が新たに

盛り込まれました。介護医療院が新たに規定されることから、関連する法律であります医療法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律などの改正が伴い、また障がい分野との共生型サービスの規定の関係から、関連する児童福祉法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正が伴うこととなり、31本にわたる一括法となっているものです。

次に、小項目2、負担増についてをお答えいたします。改正法におきましては、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続性を高める観点から、現行介護給付、介護予防の利用者負担が2割の方のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とすることとされました。現時点での所得の要件としましては、単身世帯で年金収入のみの方であれば344万円以上の収入の方が3割負担の対象となります。国の試算では3割負担となり負担増となる方は全体の約3%、12万人とされており、名寄市としましては3割負担の対象となる方はおよそ23人、介護サービス受給者、全体1,348人のため1.71%と試算しております。介護サービスの利用者負担が一定額を超えると、支給されます高額介護サービス費支給等の制度があることから、現在の負担額の全てが1割増とはならないこともありますが、負担がふえる利用者があることから国の動向を注視しながら丁寧な利用者説明に努めてまいります。

次に、小項目3、高齢障がい者への対応についてお答えいたします。障害者総合支援法の第7条に介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給調整に関する規定があり、障がい者の方が65歳になると介護保険サービスの中に障がい福祉サービスと同じ内容のサービスがあれば介護保険サービスを優先することとなっておりますが、平成19年3月28日付の厚生労働省からの通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」では、介護保険サービス優先の捉え方については市町村において障がい

福祉サービスの利用の意向の聞き取りをし、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かどうか適切に判断することということになっております。本市では、これらの法律等に基づきまして申請者の状況に応じ個別に対応を行っているところでございます。現在障がい福祉サービスのヘルパー等のサービスを利用されている65歳以上の障がい者の方が48名おりますけれども、お一人お一人の状況に合わせて利用時間や利用改正などを勘案し、適切な制度利用に努めております。今後予定されております制度改正においても、高齢の障がいの方の介護保険サービスの円滑な利用に向けて介護保険サービスの利用者負担が軽減できる仕組みを設けるという方向性も出されておりますので、今後につきましても制度改正の内容や運営方法などの情報を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目4、介護医療院についてお答えいたします。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、現在より慢性期の医療及び介護ニーズが増加することが見込まれるため、新たな介護保険施設が創設されることとなります。日常的な医学管理が必要な重度の要介護者を受け入れ、みとり、ターミナルケアの機能を持ちつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設が介護医療院で、長期に療養を送るのにふさわしいプライバシーの尊重や家族等との交流が可能となる環境が整備されることとなるようです。具体的な介護報酬基準などは、今後国の社会保障審議会介護給付費分科会で検討されることとなっておりますが、市としましては現在策定中の介護保険事業計画にも大きな影響を及ぼす事項であると捉えておりますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目5、自立支援、重度化防止への考え方についてお答えいたします。御承知のとおり、名寄市では要支援認定を受けている方が

利用する介護予防訪問介護を総合事業の第1号の訪問事業の旧介護予防訪問介護に相当するサービスで、介護予防通所介護を第1号の通所介護事業の旧介護予防通所介護に相当するサービスへそれぞれ移行しまして、それまでの介護予防サービスを利用されていた方には総合事業として引き続きサービスを利用していただいております。事業の移行につきましては、利用者お一人お一人に担当者と事業者が説明をしながら、比較的スムーズに総合事業へ移行できたものと受けとめております。総合事業への移行は制度上での変更であり、それまでの予防給付とサービス内容に変更はなく、また今後事業の変更等の予定はありませんので、現行サービスのまま安心して利用していただけるものと考えております。

続きまして、小項目6、第7期計画に向けての考え方についてお答えいたします。名寄市における介護支援専門員、ケアマネージャーの人数などの現状についての御質問でございますけれども、現在要介護認定者の在宅サービスの調整やケアプラン作成を担当する介護支援専門員の事業所である居宅介護支援事業所は6事業所、そのうち専任でケアプランを作成する介護支援専門員の稼働可能な人数は現在13人となっております。市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員相当の可能な件数につきましては507人で、現在市内居宅介護支援事業者の5月の実績を調査しましたところこれには達しておりませんので、現状では名寄市内の介護支援専門員は不足している状況ではないと考えております。今後も介護支援専門員の人数が不足する見込みはないというふうに市としては考えております。

以上、私のほうからの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、働き方について申し上げます。

名寄市立大学の紀要に論文として掲載された「学生のアルバイト職場における労働安全衛生」

では、学生の健康管理の観点から、アルバイト職場の労働安全衛生について調査したもので、アンケートに回答があった174人のうち73%の127人がアルバイトを経験しており、そのうちの83人が修学費あるいは生活費のためアルバイトが必要と回答しています。一方、平成27年度に大学が行った学生生活実態調査では、回答があった557名のうち88%の学生がアルバイトの経験があると回答しています。その収入の使途としては、遊興娯楽費とするものが最も多く、次いで飲食費、住居、光熱費でした。大学では、学業に支障を来さない、また不法就労につかせないことを基本に学生支援の一環としてアルバイトの求人情報を提供しています。その際には、違法性のあるものや学生に適さないと思われるアルバイトを排除する基準を定め、求人を希望する雇用主の理解と協力を得て情報提供を行っています。さきに述べた論文では、大学の情報提供が就労のきっかけであったのは19%の24名との結果であることも示されておりますが、入学時に行う新入生ガイダンス、毎年度行う在学生ガイダンスにおいて全学生を対象にトラブルを未然に防ぐための指導を行っています。また、万が一トラブルが発生した際は、教員、保健福祉センターの教職員、事務局と複数の相談窓口を設け対処しており、トラブルになるようなさまざまな学生の身体的あるいは精神的ストレスが見受けられた際には保健福祉センターの医師、看護師、精神保健福祉士など資格を持つスタッフが対応に当たっています。

次に、小項目2、保育士の働き方についてお答えいたします。現在の名寄市における正規、非正規の保育士、幼稚園教諭の状況としましては、公立の認可保育所3保育所、民間の認可保育所1保育所、認定こども園2園、保育園、幼稚園3園、その他事業所内保育所等が6所ございます。先般名寄市立大学において実施しましたアンケート調査においては、名寄市内のみの調査結果について特定ができませんので、アンケート結果からの実

態ではございませんが、公立保育所における正規、非正規の職員割合は正規22人に対して非正規の常勤保育士が15名、非常勤保育士が13名となっており、正規、非正規の率でお答えしますと正規の職員比率は44%となっております。アンケート調査においては、幼稚園における正規、非正規の率も含まれているため、一概に比較はできませんが、アンケート調査と比較すると非正規職員の率は低い状況となっております。公立の保育所における非正規の常勤保育士の賃金体系としましては、非正規保育士の労働条件改善のため、平成27年度より経験年数に応じた賃金形態を採用しており、金額としましては月額7,980円から経験年数に応じて段階的に8,640円まで昇給する制度となっており、アンケート調査による平均月額7,400円よりは上回って支給している状況でございます。

次に、小項目3、教職員の働き方についてお答えいたします。国において閣議決定されたニッポン一億総活躍プラン等では、長時間労働を抑制し、働く人々の有益なワークライフバランスを実現するために働き方改革を実行、実現することを柱の一つにしており、あわせて学校現場における長時間労働にもしっかりと向き合う必要があるとしています。近年学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、学校や教職員に求められる役割が拡大するとともに、新学習指導要領による授業改革への対応も求められる中、教職員の長時間労働の改善が課題となってきています。このため、教職員が子供たちの指導に専念できる環境を整備し、誇りや情熱を失うことなく使命と責務を遂行し、健康で充実して働き続けることができるよう、教職員の業務改善を進めていく必要があります。国においては、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のため、教職員定数の改善、充実、事務職員や専門スタッフ等が学校運営などに参画するチーム学校の実現、そして教職員が担うべき業務に専念できる環境を確保する

ための校務支援システムの整備や教職員の部活動における負担を軽減するために指導や単独での引率等を行うことができる部活動指導員の導入など各種対策が検討されています。本市においても事務量の軽減に期待する校務支援システムを全教職員に配備したり、学校行事の準備に係る時数の削減、職員会議の内容の厳選及び時間の短縮または長期休業中への移行、日報の活用による朝の職員打ち合わせの軽減などの取り組み、また学校において支援が必要と思われる児童生徒に対し、特別支援教育学習支援員を配置したりしています。このように学校との連携を図りながら、教職員の負担を軽減するような対策を進めているところです。今後も教職員の長時間労働の是正に向け、各種対策を効果的に導入しながら、学校や教職員の業務の見直しや適正化を促進し、教職員が子供たちと良好に向き合え、心身ともに健康が維持できる職場環境づくりに配慮していきたいと考えています。

次に、小項目4、医師、看護師の勤務実態について申し上げます。初めに、当院医師の勤務実態であります。1人当たり月平均時間外勤務は平成28年度実績で23.7時間となっております。4年連続で減少傾向にあります。研修医も含めた医師数増により、日当直や待機回数も平均して前年度を下回る状況にあり、少しずつではありますが、医師の労働環境は改善されているものと思われまます。先ほど議員から御質問にありました厚生労働省による医師の勤務実態調査の週平均勤務時間に換算しますと、当院医師の場合、勤務時間は49.5時間とほぼ同等であります。待機時間は31時間とそれを上回る状況にあります。業務内容や医師数など各診療科の状況により違いがありますので、医師が不足している診療科への増員配置要請、出張医による休日代替や医師事務作業補助員の有効配置などの業務改善を図るとともに、毎月開催している安全衛生委員会においても医師の過重労働とならないよう健康管理に努めております。

また、看護職員につきましても看護部独自で取

り組んできた業務改善の効果もあり、1人当たりの月平均時間外勤務は平成28年度実績で9時間となっており、前年度対比で2時間減少している状況であります。看護職員は、日勤、2交代、3交代と職場によって勤務体制が異なり、一部の病棟では夜勤回数がふえている状況も実態としてあります。これまでの対策として、新たな院内保育所の運用、学資金制度やナースカフェなどの看護師確保の取り組み、看護補助や事務補助の増員、配置などを行ってまいりましたが、今後も引き続き労働環境の改善に取り組んでまいります。当院としましては、道北第3次医療圏のセンター病院、さらには24時間365日体制で救急患者を受け入れる救命救急センターを担っていくためにも、ワークライフバランスを考慮しながら、全職員の働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、小項目5、公契約にかかわる働き方について申し上げます。平成25年12月16日策定した名寄市公契約に関する指針は、市が締結する公契約において公平、公正で透明性の高い入札と契約を実施し、品質の適正な履行の確保及び競争性を保ちつつ地元企業の優先活用に配慮し、地域経済の活性化や安心して働ける雇用環境の確保に努めることを目標としており、この指針については毎年4月に開催しております名寄市建設業事業説明会などで周知徹底を図っているところです。お尋ねにありました公契約に従事する労働者の実態把握についてですが、各事業所に対する労働環境の調査等は実施はしていないものの、現場代理人と担当で打ち合わせや協議を行うとともに、関係法令等の遵守により適正な履行体制が確保されているものと認識しております。本市におきましては、引き続き指針に沿って公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件や業務の質、適正な価格の確保を重視し、適正な公契約に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等を行わせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険法の改正にかかわってあります。もう介護保険も2000年にスタートして17年、この間本当にどんどん、どんどん負担ばかりがふえてきているなという実感をしておりますが、今回も負担増ということで、一部一定の所得以上の方々が利用料3割ということではありますけれども、1割から2割、2割から3割と、この1割ずつ上がっていくことの重さといいますか、私たちが医療費が1割から2割、3割と上がってきて、その負担の大きさが実感しているところでもあります。先ほど全国では3割負担になる方の対象が約12万人、名寄市では23人というふうなお話がありました。ただ、年金収入のみの単身世帯で344万円以上ということでしたが、例えば年金収入と、またその他の収入合わせて単身世帯であると340万円、そして夫婦世帯では463万円以上というふうに私の調べではあるのですが、ここのところでは間違いないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今議員おっしゃられたとおり、その額で正しいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今回の介護保険法の改正の中で、4月11日に参考人質疑がされていて、認知症の人と家族の会という会の副代表理事、田部井さんという方なのですが、この方がおっしゃっているのは、2015年の2割負担導入の影響を検証しないまま3割負担の導入には反対だと何回も強調されておっしゃっていました。塩崎大臣は、2割負担引き上げで介護サービスの利用抑制があったことは認めるけれども、顕著な影響はないというふうにおっしゃっているのです。顕著な影響というのはどの辺のところを言っているのか、



私にはちょっとわかりませんが、実は21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会という会がありまして、ここで全国の施設の施設長さんへの実態調査を行いました。その中で支払いが困難を理由に退所された方101施設、多床室へ移った方222施設、こんなふうにしてやはり負担が重くて介護サービスを中断するという方々がふえているのです。それで、さらには既に入居されている方の負担も問題だけれども、今後入居される方の入居抑制につながるのではないかと危惧しているというふうにおっしゃっている施設長さんもいるし、今後利用者の確保が大変だというふうにおっしゃっている施設長さんもいらっしゃいます。この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今議員のほうから御質問ありましたとおり、これまで1割から2割になった方で、平成27年8月から2割ということになっておりますけれども、現在名寄市における実績としましては先ほど答弁もさせていただきましたが、介護サービス受給者が1,348人おりまして、1割負担が1,253人おります。それから、2割負担になっている方が95人ということで、2割になっている方が全体の約7%ぐらいというふうになっております。全国平均では2割負担は全体の9.7%ということになっておりますが、当市のを単純に比較すると全国平均より2%少ないということでございますけれども、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、1割から2割になった段階でもそれだけ負担が出てきたということで、ただ高額介護サービスの支給、限度額があるということで、それを今回打ちになるということで、実際にはその倍になるという方とまらない場合もあるということで、さらに年間通して一定の額を超えた場合についても合算のサービス費の支給の対象になるということで、一定の条件があるということで、現実的に

すぐ倍になるということではないと思うのですけれども、今回の2割から3割になった部分についてもさらにまた倍になるということではないということで市としては押さえているのですけれども、現在利用者さんいらっしゃいまして、今調査の中でも負担がふえているということで、利用の抑制だとかということも含めて声もあるということですので、今後はこの2割から3割に変わることについては来年の8月からの実施ということになっておりますけれども、今後も利用者に対して制度改革については丁寧に説明をさせていただいて、現状も含めて事業者とも利用者のほうからの声も聞きながら、計画のほうの策定の中でも反映していければというふう考えておりますけれども、まだ具体的な状況については今後も調査しながら、今計画の策定の中でアンケート調査も実施しておりますので、その中でもそういった声も多分聞かれると思いますので、その内容についても精査しながら、計画のほうには反映していきたいというふう考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 私の周りでも3割になったらどうなるかなということで、御自分自身でも早々と計算をしている方がいらっしゃいました。実際該当になるかどうかのところもきちっと計算してもらってからでもいいのではないと言った経緯もありますけれども、もう不安ではないのです、やっぱり3割負担ですから。

それで、今お話があったように高額介護サービスの限度額も一般区分の中で月3万7,200円から4万4,400円にこれも引き上げられるということですから、やっぱり全体にぐっと上がってくるということになるかなというふうに思います。それで、先ほど紹介した方もどれを削ろうかと。今介護サービス受けているサービスの中のどれを削ろうかというふうに迷っているのです。私は本来そういうことがあってはならないというふうに思っていますし、先ほど御説明いただきましたけ

れども、自立支援、重度化防止、これに対する対応としても、1つサービスを減らせば、高齢になってどんどんよくなるということにはなりませんから、現状維持か、または悪化していく方向になっていく。その中で介護サービスを減らせば悪化していくということは、誰もが思うことだというふうに思うのです。そうしたときに、今医療もあわせて介護保険法いろいろ改正していきますけれども、費用の国の負担を減らしていくことが大きな目的だろうというふうに私は思っているのですが、これ以上そういう介護度をふやしたりしていく、介護状態が介護度が高くなって介護をしてもらわなければならない状況が重くなっていけばもっとも負担がふえていくということにつながるということでは、私は逆行しているのではないかというふうに思うのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど室長からも申し上げましたが、現在名寄市保健医療福祉推進協議会におきまして来年から3年間の第7期の高齢者保健医療福祉計画並びに介護保険事業計画の策定の御審議をいただいているところであります。国の基本的な方針がまだ示されていない中ではございますが、この地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していくというためには、今おっしゃった介護予防、重度化予防、また認知症の早期発見と早期対応、また低廉な家賃の高齢者向けの住まいの確保などを含めましたさまざまな生活支援サービスの充実を図りながら、高齢者の自立促進を推進することとあわせて介護を必要とする高齢者の方には適切な在宅サービス、介護サービス、そして適切な施設介護サービスの提供を進めてまいりたいというふうに考えております。また、さまざまな福祉サービスを総合的に提供させていただくことで、弱い立場の方にはしっかりと手を差し伸べていくことが大変重要なことだというふうには認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほど高齢障がい者への対応の中の御答弁いただいた中で、個別に対応されて必要なサービスを提供しているということでしたが、負担利用料のところ、これは障がい者福祉のところの利用料で進めていっていいのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたが、当市におきましては国の通達もございますので、その人、その人に合った適切なサービスということで、現在ホームヘルパーのサービスを利用されている障がい者の方がいらっしゃいますが、その分の方につきましては障がい福祉サービスのほうで御利用いただいているところでございます。また、今後今共生型のシステム、施設というか、サービスということで、障がいの部分と介護の部分のことで今想定、議論されているところではございますけれども、これは障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護サービスの利用が優先されるということによりまして、高齢の障がい者が介護サービスを利用する場合には利用者の1割負担が出てくるということ、それと今まで使っていた障がい福祉サービスの中のサービスが途切れて介護サービスに移行しなければいけないと。こういった課題を解決するためにつくられることございまして、65歳に至るまで相当期間、長期間にわたって障がい福祉サービスを利用されている方、また一定の高齢者の方に対しましては介護サービス利用負担額が軽減されるような、障がい福祉サービスのほうからそういった軽減策も持たれるというようなことで検討されているというふうに伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 国のほうも当事者の方々のいろんな団体の方々から反対の声や要望などが出されていて、そこでどのようにしていこうか

ということで苦慮しているのかなというふうには思うのですけれども、ただこれは最終的には各自治体が具体的な内容をつくっていくというふうになっているというふうにお聞きしていますので、やはりこの部分で地域の皆さん方の本当に望んでいるニーズに合わせた介護が必要ではないかなと思っています。第2期の地域福祉計画の中にもありますように、市民ニーズに沿った施策を推進する必要があると。こここのところに沿いながらしていただきたいなというふうに思っています。

最後に、介護医療院の件についてなのですけれども、きのうも地域医療構想の中でお話があって、医療完結型から地域完結型というようなお話がされていきました。今高齢者、特にひとり暮らしの高齢の方々が病院に入り、退院後の行き先に非常に困っています。もう本当にともに涙を流さなければならぬような、そういった状況も生まれています。この点についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、介護医療院の関係につきましては具体的な内容の検討についてはこれからということで、見込みでの御回答となりますけれども、来年医療報酬及び介護報酬のダブル改定が予定されているということで、医療機関における療養病床における報酬等の関係から、新設の介護医療院への転換を図る医療機関が、多分移行される方が出てくるだろうということで、介護保険施設のベッド数についても今道の計画において管理をされておりまして、急激な新規参入というのはできないと思いますけれども、新設の介護医療院において一定程度の同様なベッド数がそのまま移行できるのかということはまだ不明な段階ですけれども、市としましても介護保険施設の増加については今後の保険料にも影響を与えることから、今以上情報収集に努めながら、

どれだけ影響あるかということも含めて調査等してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 期待をしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

時間がありませんので、介護職員の働き方の問題もちょっと含めて次の働き方について再質問させていただきたいと思っています。まず、大学生のアルバイトの状況です。ちょうど3年前の2定でも私ブラックバイトの実態ということで、学生の方々からいろいろお話を聞いていたものですから、取り上げさせていただいた経緯があります。そのときには、学生生活をブラックバイトから守るという観点でしっかりと調査をして対応を考えていきたいというふうな御答弁をいただいたかなというふうに思うのですが、今回の紀要の中で調査見せていただくと、やはりその当時と変わっていない。それよりももっと何か心身にストレスがある20%、夜遅くなることで睡眠不足18%と、このような健康を害することが多くなっているというような調査結果が出ていました。私も何人かの学生さんからお話を聞いていますけれども、試験が近くなっても休ませてもらえないと。また、突然にシフト入れられたと。それから、責任ある仕事を任されたと。こういった声も聞いています。この間3年たって、全学部が4年制になって、そういった中で学生の皆さん方のブラックアルバイトというか、ブラック的な働き方、このことについてどのように受けとめているのか、もう一度伺いたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 学内等の取り組みにつきましては、先ほどの総務部長からの答弁のとおりなのですけれども、基本的に学生に対しましてはガイドブックの中で、いわゆる深夜の時間帯ですとか、スナックですとか、あるいは人命にかかわる部分ですとか、幾つかそういう

指導をしております、その部分に合ったもののみを学内で掲示しているという状況でありまして、ただそれ以外、学内で掲示していない部分についての学生の個人のネットワークですとか、先輩、後輩ですとか、そういう完全に把握はし切れていないという部分はありますので、今回この紀要に載りました保健センターの取り組みについては、主に学生の健康面ですとか労働安全ですとか、そういう視点から取り組んでおりまして、そういう部分では細かい、いわゆる調査をしていただいたなということで、幾つかの課題があるのかなということとは改めて把握したところではあります。

ただ、現実問題として、今昨年からは精神保健福祉士を持った相談員を配置したり、あるいは事務局も日ごろの中でそういうやりとりをしているのですけれども、明確にブラックバイトだというようなものの個別の相談というのはまだ昨年以降はないのですが、愚痴といいますか、相談室にはいろんな学生が訪れますので、日常の会話の中でそういう部分は、時々今議員がおっしゃったようなことなんかは通常の会話の中から相談員はちょっと幾つかそういう話があったというのは聞いております。ですから、今後はそのような会話の中から本当に大丈夫かどうかということも含めて、サポートといいますか、それは学内全体で教職員あるいは事務局、そして直接学生委員会というのが各学科から先生方も出ていますので、そのような相互連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 相談等の対応は、本当に重要だというふうに思っています。学内での保健センターがあったり、ゼミの中での先生との信頼関係だとか、そういった部分でぜひ密にさせていただきたいなと思っているのですが、ただ先ほど御紹介した調査の中で相談先として事務局を余り想定していないというようなことも出されていて、どうしようかというようなことになっているかな

というふうに思います。3年前にも私お話したのですけれども、やっぱり学生の皆さん、労働力の面でも、また消費者としても地域経済に大きな貢献をさせていただいているなというふうに思っているのです。ですから、やっぱり大事にしたいということです。

それで、学校としてはある程度の御紹介を基準を設けてしているのだけれどもというお話がありました。でも、それはお友達等々、いろんなところを通じて予期をしないところに行っている場合もあるかと思うのですけれども、そこでちょっと御提案なのですが、商工会議所等通じて各業種の皆さん方へ学生アルバイト雇用に当たって何かお願いという形ででもすることはできないかどうかというふうに思っているのですが、その点についてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 議員のほうから今貴重な提案をいただきましたので、商工会議所といいますか、まずは市の労働部局の営業戦略室、あるいはその中でちょっと相談をしながら対応できるかも含めて検討させてもらいたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひとも学生を守るという立場に立って取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それから、教職員の働き方です。随分いろいろ私も声を聞いています。現職の先生の声ですけれども、月80時間を上回る時間外、時間外って教職員の先生方は時間外と言わないのだそうですけれども、80時間を上回る実態もあると。部活動指導後仕事を家に持ち帰ると、こんなことも起きているというふうに言われています。先ほど御答弁いただいた中で、今学校の先生方が複雑化、多様化というふうにおっしゃったかというふうに思うのですけれども、この複雑化というのはどうい

うことなのか、ちょっと御説明をいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 複雑化、多様化という話もさせていただきましたけれども、これは社会状況の変化だったり、保護者の状況の変化、家庭環境、いろんなことが絡み合って、よくいじめなり不登校の問題、いろんな問題が取り沙汰される中で、一つの状況、要因だけではなくいろんなことが絡み合っているということでは、問題解決に当たっても時間を要したり、いろんな人との連携を図ったり、そういったことがふえてきていることが一方では業務量の増加というか、それに要する時間がふえていることがあるということもうちのほうで考えているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 確かにそういった実態、学校の中だけの問題ではない、そういう状況が多数発生しているのだというふうには思います。ただ、そういったことに対応しなければならない。先ほど子供たちへの事業等々に合わせて専念できる環境をつくるということが本当に求められているなというふうには思うのですが、定数のこともお話があったかと思うのですが、私はやっぱり何よりも教員の数をふやすことが必要だというふうに思っています。名寄市、幸いに加配という形で来てくれたり、チームティーチングであったりということで、他の自治体から見ると多いのかなというふうに思うのですが、しかし一人の先生に負わされる責任というのは本当に重いものがあるなというふうに感じているのですが、教員の数をふやすことに対しての対策等ありましたらお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 業務改善なり長時間労働を軽減するには、人的配置と申しますか、議員おっしゃられるように職員の配置をふやすということは一番効果的だというふうに思っています。

そういった意味で今ありましたように、特別支援教育の学習支援を初め大学での連携もとらせていただきながら、いろんな形で学校に御支援する、そういう体制づくりに努めてきているところであります。教職員をふやすのに財源的な部分もあって、自治体としてやれる範囲というのは限界があるということでもありますけれども、先ほど言いました特別支援の学習支援につきましては私が学校教育課に来た4年前は10名程度だったのが今25名ということで、本当に毎年三、四名ずつふやしている状況があります。これは、子供の状態にもよって状況もあるということもありますけれども、そういった面では教育委員会としてもできる限り対応を図っていきたいというふうに考えておりますし、市の財政状況につきましてもそこは十分配慮して対応していただいているところであります。

あと、本日の新聞報道にありましたように、教職員の長時間労働への改善ということで、文科省が中央教育審議会のほうに諮問を出したということでもあります。これは、本当に国なり文部科学省においても長時間労働というのはかなり重要な課題というふうに位置づけているのではないかと、このように思っていますけれども、これによりますと中央教育審議会においては諮問を受けて業務内容の見直し、地域や家庭の連携、勤務状況に応じた処遇のあり方について協議して文科省のほうに答申を行いながら、文科省はその答申を踏まえて年内にも学校現場での働き方改革について緊急対策をまとめるというふういきょう新聞報道が出されたところでもあります。これは、先ほど議員からありました10年ぶりにアンケート調査も実施していますので、そういった中では校長初め全職種が勤務時間がふえているという結果も出ていますので、この協議に当たっては教職員の実態も把握してもらいながら、そこを解消できる抜本的な見直しになることを私ども期待していますし、当然それに伴って財源も伴うことでもありますから、国

においてもしっかり財源確保ができるような、そういったことを期待していますし、必要に応じて北海道教育委員会とも連携をとりながら、国への要望も含めてする場面も出るかというふうに思っています。教育委員会といたしましては、先ほど申し上げました学校内での事務改善も含めてできることは継続して対応しながら、効果的な取り組みについては小中学校全校に波及するような、そういったことも含めて改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 長時間労働もそうなのですが、あと低賃金のところも大きく問題になるかなというふうに思っています。公契約にかかわる指針ができました。労務単価の公開なども含めて、公契約条例にすることが必要だろうというふうに思うのですが、条例に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 公契約にかかわる条例化ということでございました。先ほどもお話ししましたけれども、平成25年に今の名寄市における公契約にかかわる指針を策定をさせていただいたところで、条例制定にかかわって道内でも旭川が昨年でしたか、制定をしたということでございます。その前の札幌の例も見ますと、なかなか条例の制定までは難しく、率直にいうと断念をしたというような状況なのかなというふうに思っています。私もこれもちろん行政が一方的に条例制定ということでやるわけにもいきませんし、もう少し道内の状況、旭川なりの情報収集なども含めて十分名寄市にどういった内容で今後低賃金なりの労働者の皆さんの労働条件確保できるのかということで考えさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の

質問を終わります。

名寄市の農業振興施策について外2件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目3点について順次質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

今年も既に本格的な農作業シーズンが始まり、地域の農家の方々は豊穰の秋を願いつつ、日々、また時として昼夜を問わず作業にいそしんでいるところであります。この春の融雪期は、平年に比べ10日早い4月6日となり、その後も安定した天候が続き、順調に春作業が開始され、水稻、畑作、野菜、各作物の播種、移植作業も天候に恵まれ、順調に進んできているところです。6月上旬の低温により、当地域の特産品であるアスパラガスの収穫量が大きく落ち込み、また各作物の生育におくれが見られるなどの影響がありましたが、現在は回復傾向にあり、今後も引き続き天候が安定し、全ての作物において農家の皆さんの日ごろの努力が報われる年となるよう期待をしております。

近年は、気象の偏りが激しく、想定外の集中豪雨による農作物への被害などが繰り返し発生しています。昨年8月には台風が相次いで北海道に上陸、接近し、道内各地に甚大な被害をもたらし、一部地域ではいまだ生産活動再開のめどが立たない状況が続いています。また、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、労働力不足への対策などさまざまな課題が山積している中で、当市の基幹産業である農業を守り、さらに持続的に発展させていくためには、現状を的確に把握し、中長期的視点に立った実効性の高い施策の展開が今後より一層求められてまいります。以上のことを改めて御認識いただいた上で、名寄市の農業振興施策について3点お伺いします。

1点目、新年度の事業も既にスタートしている中、平成29度名寄市農林業施策の概要も示され

ておりますが、改めまして今年度の主要農業施策の具体的な内容、取り組みについてお知らせを願います。

2点目、経営所得安定対策にかかわる今後の対応についてお伺いします。担い手農家の経営の安定に資するための各種交付金の交付、農業経営のセーフティーネット対策として経営所得安定対策事業が国費補助事業として本市においても実施されております。国の米政策改革において平成30年度産より行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、生産者や出荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策を見直す方針が示され、それに伴いこれまで生産数量目標達成のためのインセンティブ措置としての役割を果たしてきた米の直接支払交付金も廃止となります。このことによる本市における影響と今後の対応についてお知らせを願います。

3点目、国等の各種事業への対応についてお伺いいたします。国の平成29年度農林水産関係予算は総額2兆3,071億円となり、特に担い手への農地集積、集約化による構造改革の推進を柱に多様な担い手の育成確保に向けた対策事業に重点的に予算措置がなされております。当地域の意欲あふれる農業者の経営発展のために、これら国等の事業の動向を注視し、情報を的確につかむと同時に迅速でタイムリーな情報提供と周知が必要不可欠となりますが、部内での体制等を含めた対応について考え方を伺います。

大項目の2点目、智恵文沼の環境整備についてお伺いいたします。智恵文沼は、昭和12年、天塩川の河道切りかえによってできた河跡湖、いわゆる三日月湖であります。昭和30年ごろからヒブナが釣れると評判になり、40年代になると道内各地からヒブナを目的とした釣り人でにぎわい始め、現在でも時期になると多くの釣り人が訪れています。平成3年にはひぶなの里ちえぶん沼パークとして駐車場、トイレなどが整備され、平成

5年には水面42.5ヘクタールが鳥獣保護区に指定されています。平成11年には子供たちが自然に親しむことのできる地域として水辺の学校の事業指定を受け、散策道、トイレ、あずまや等の整備がされております。また、以前には周辺農地の排水対策等を目的とした沼底の掘削やヘドロ除去も実施され、地域の貴重な資源として守られ、今日に至っています。しかしながら、一定の整備からも年数も経過し、最近では地域から環境の悪化を心配する声が多く聞かれるようになりました。ヘドロの堆積により水面にヒシが繁茂している箇所が多く、生息する魚への影響が懸念され、また近年は土砂の流入、堆積等による排水機能の低下の影響により、集中豪雨の際に周辺農地への浸水被害なども発生しており、観光資源としての影響のみならず、住民生活にも影響を及ぼす状況となっております。地域の治水、そして観光振興の両面から環境整備が必要な時期に来ていると思っておりますが、考え方を伺いいたします。

大項目3点目、教育行政にかかわって、次期名寄市立小中学校施設整備計画の考え方についてお伺いいたします。本市においては、快適で安心、安全な学校施設機能を確認し、充実した教育活動を推進するため、名寄市立小中学校施設整備計画に基づき計画的な施設整備を進めてきたところがあります。本計画は、平成23年度から平成29年度までの7年間の計画期間で策定されており、今年度が最終年度となっております。今年度最終年度としての計画推進と同時に次期の計画の策定に取りかかることと思っておりますが、老朽化が著しい学校施設も複数ある中においてそれらをどう位置づけ、計画を策定していくのか、考え方を伺いし、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま山田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、

大項目2のうち小項目の1につきましては建設水道部長から、小項目の2につきましては営業戦略室長から、大項目の3につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、名寄市農業の振興施策について、小項目の1、今年度の主要農業施策について申し上げます。本年度は、新たに策定をいたしました第2次の農業・農村振興計画の初年度に当たり、また農業・農村振興条例の見直しに伴う新たな事業もあわせて農業、農村の振興を図ってまいりたいと考えており、農業・農村振興計画の5つの方針に沿って申し上げたいというふうに思います。まず、収益性の高い農業経営の確立についてであります。農業振興センター事業としてICTを活用した新たな栽培技術の導入試験や薬用作物のカノコソウの安定生産に向けて名寄市薬用作物研究会や関係機関と連携して取り組みを進めるとともに、カノコソウに続く薬用作物の試験栽培に取り組んでまいりたいと考えております。また、畜産振興におきましては、国の畜産クラスター事業などを活用し、規模拡大による生産体制の効率化と収益性の拡大を図るとともに、地域における自給飼料の確保に必要なTMRセンター設立に向けた地域協議を進めてまいります。

2点目といたしまして、多様で持続可能な農業経営の促進についてであります。農作業繁忙期における労働力の確保に向けまして昨年度実施をいたしました求職状況や農家の雇用実態などの調査結果をもとに関係機関を含めた改善策の検討を進めてまいります。また、法人化に伴い雇用確保が期待をされますことから、法人化に係る研修会を開催してまいります。また、農作業の効率化や作業受委託の推進に向けて国の補助事業などを活用し、支援に取り組んでまいります。

3点目といたしましては、農業の担い手の育成と確保に関してでございます。新たな担い手育成支援策といたしまして、新規参入による新規就農

者に対しまして経営開始に伴う初期投資の負担軽減に向けた支援事業や農業後継者に対しましては将来の経営継承に向けて研修や経営改善に向けた取り組みに対し支援を行うとともに、新規就農者の早期の経営安定に向け、関係機関と連携した支援チームを組織をし、巡回指導に取り組んでまいります。また、農村女性が農業に関する知識や技術などの習得のための研修参加やグループ活動の活性化を図るため、支援事業に取り組んでまいります。

4点目といたしましては、人と自然に優しい農業の推進についてであります。有害鳥獣対策として増加をしておりますアライグマ対策としてみずから箱わな設置に必要な講習を受講した農業者を防除員として登録をし、捕獲体制を強化するとともに、箱わなを増加し、駆除体制の強化を図ります。

5点目といたしましては、豊かさや活力ある農村の構築についてであります。食育推進の取り組みとしまして食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するため、第3次となります食育推進計画の策定に取り組んでまいります。

以上、主な施策について説明をさせていただきましたが、今後におきましても情報収集を図り、市内の農業者の皆様の御意見を伺いながら、関係機関、団体とも十分連携をし、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、経営所得安定対策にかかわる今後の対応について申し上げます。国の経営所得安定対策につきましては、担い手農家の経営安定のため諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と農業者からの拠出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策が取り組まれております。また、食料自給率の維持、向上を図るため、飼料用米、麦、大豆などの本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金が実施されております。このうち



米の直接支払交付金につきましては、主食用米を生産する農業者に対し、主食用米の作付面積10アール当たり7,500円が交付されておりましたが、米につきましては諸外国との生産条件格差から生じる不利がなく、構造改革にそぐわない面があるとし、平成26年から4年間の経過措置をもって廃止されることとなっております。国からは、廃止の決定に伴い、その振りかえ、拡充といたしまして農地を維持することに対する多面的機能支払制度の創設や水田フル活用を実現する水田の有効活用対策の充実を図るとされているところであります。また、同じく平成30年産からは米政策改革といたしまして主食用米の生産数量目標の配分に国が直接関与しなくなるなど、制度的にも変わることが想定されますが、現在不確定な部分もございますことから、今後さらに道や関係団体と連携をし、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

最後に、小項目の3、国などの各種事業への対応について申し上げたいと思います。国、道の補助事業における農業者の方々への周知につきましては、上川総合振興局から事業要望などの通知を受けてから農業者の方へ御案内をしておりますが、現状では振興局の通知から締め切りまでが短期間となるため、農業者の方々には十分な検討期間を確保できない場合もございますことから、本年1月のJA道北なよろ広報紙を活用し、これまでの継続事業や要望調査の予定時期等についてお知らせをさせていただいたところであります。農業者におきましては、計画的な機械、施設の整備に向けて補助事業を有効的に活用することで負担軽減が図られますことから、できるだけ早い時期に的確な情報を提供することが必要と考えておりました。今後の対応といたしましては、継続事業につきましては例年のスケジュールを参考に早期の情報提供に取り組むとともに、道などからの新たな情報提供などにつきましてはJAで利用している電子メール配信の活用など工夫を凝らしながら迅速な

情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目の2、智恵文沼の環境整備について、小項目の1、地域の治水としての考え方についてお答えいたします。

智恵文沼につきましては、水害の多かった天塩川の改修に伴い旧河川を保存したもので、物静かで落ちついた雰囲気が残る沼として散策や釣りなど市内外の多くの方に親しまれております。旧河川としての性格をそのままにしていることから、沼には沢水や排水などの流入も多く、豪雨時には沼の放水先である智恵文排水機場までの導水路の水があふれ、農地冠水の原因となっていることについて地域からも対策を求められており、これまでも地域の方にも御協力をいただきながら、堆積土砂の撤去や草刈りを行ってきているところであります。また、沼本体につきましては国の管理、流入している排水の一部については北海道の管理となっておりますが、これまでも地域からの要望についてはそれぞれの管理者にお伝えをしてくれており、排水の堆積土砂の撤去などにおいては状況の確認後に実施いただいております。引き続き地域の要望については、市としてもしっかりと対応してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2の小項目2、観光振興としての考え方について申し上げます。

智恵文沼は、昭和14年に天塩川の河川改修が行われてできた河跡湖で、本来の天塩川の軌跡が確認できる貴重な三日月湖であるとともに、渡り鳥の飛来地、またフナやコイなどの釣りが楽しめる地域資源として、地域の方にはもとより市民の憩いの場として位置づけられてきています。沼の北

側を走る道道には駐車公園も設置され、また沼の南側にもあずまややトイレ等も設置しており、沼を訪れる観光客や釣り人に利用されています。そうした設備については、観光施設としての位置づけで、本市で維持管理を行っており、また周辺環境整備については智恵文沼保存会や老人クラブを初め地域の方々の御協力をいただきながら、現在の景観についても維持されております。智恵文沼については、見直しを行いました観光振興計画の戦略事業において自然を生かした施設等の環境整備事業の対象施設としても掲げられていることから、改めて観光施設としての認識を深め、内外にPRを図ってまいります。また、夏場のひまわり畑やJR智恵文沼と同様に智恵文地区における観光資源として沼の環境整備についても関係機関に働きかけていくとともに、設置されている設備の維持管理、周辺環境の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 小川教育部長。

**○教育部長（小川勇人君）** 私からは、大項目3、教育行政にかかわって、小項目1、次期名寄市立小中学校施設整備計画の考え方についてお答えいたします。

学校は、子供たちが安心して学習ができ、豊かな学校生活を送る場であり、教育の多様性と機能性を持ち、学ぶ意欲を育てるために重要な教育施設であります。このため、本市においては小中学校施設整備計画において計画的な施設整備の考え方や進め方を示し、老朽化した施設の改築や増築、既存施設の改修などそれぞれの学校の状況に応じた施設整備の方向性を示してきましたが、今年度で計画期間が終了するため、来年度からの施設整備計画の策定に向け、現在準備を進めているところであります。

策定に当たっては、名寄市立小中学校適正配置計画と連動させ、将来の児童生徒の動向を踏まえた計画とすることはもちろんのこと、事務局といたしましては次の項目を検討課題としながらの施

設整備計画の策定になると想定をしているところであります。1つ目には老朽危険校舎の年次的な改築や施設の長寿命化のための改修という視点での検討、2つ目には大別して名寄、風連、智恵文地区の3地区での学校が果たしてきた役割と今後導入されるコミュニティースクールなどへの取り組みなど多様な教育スタイルに対応できる学校施設整備のあり方についての検討、3つ目には文部科学省で策定された教育の情報化加速化プランに基づくICTを活用した次世代の学級づくりに対応した施設整備の検討、4つ目には教員住宅の今後の整備のあり方の検討など多方面からの検討を行い、策定作業を進めていく必要があると考えているところであります。しかしながら、さきの一般質問の際にも答弁をいたしました。財源が伴わないことには施設整備は進みませんので、市の財政状況を十分に考慮し、後年に過大な負担を残さないという視点からの検討もあわせて行いながら、計画的で効率的な学校施設の整備となるよう施設整備計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 山田議員。

**○11番（山田典幸議員）** それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、農業の関係のほうからやりたいというふうに思います。冒頭ことしの現在までの状況を少し述べさせていただきましたけれども、本当に6月に入って寒くなるというのが毎年恒例みたくなっていますけれども、何日でしたか、気温が1度ぐらいまで下がった日はもう多分強い霜おりましたら地域全滅だななんて思っただけなんですけれども、幸いにも大きな被害がなくてほっとしております。ここ数日で生育も回復してきておりまして、今まで植えた苗ですとか、色が黄色くなっていたんですけれども、緑が大分濃くなってきましたので、ことしも十分この後大きなことがなけ

れば出来秋が期待できる状況ではあるなというふうに今感じているところでありますし、春が順調に、まずスタートが順調であれば、途中ある程度のことがあっても最後何とかなるというのは私も少ない経験の中でそう思っていますし、途中7月、8月、生育する期間が幾らよくても、スタートがもう本当にビートですとかジャガイモが5月の末ですとか6月の頭でなければ植えられないというような年もありましたけれども、そういうときは秋幾ら天気よくて順調に収穫ができてもしっかりなかなか中身が伴わないという現状もありましたので、スタートがよかったので、十分期待できると思いますので、またこれから農家の皆さん管理作業等もう既に忙しくなっていますけれども、天候安定することを期待していきたいというふうに思います。

まず、今年度の主要農業施策についてお答えをいただきました。4月から臼田部長が経済部長に就任されて、私も農業者である以上経済部長とのやりとりというのが主になるという形で、議員という立場ただいてから4人目の経済部長さんということになります。そういうことなので、私余り経済部長には好かれていないのかなというふうには思いますけれども、ちょっと月並みな質問の項目になりましたが、共通認識を図らせていただくという部分も含めて少し再質問させていただきたいというふうに思います。主要農業施策について、次期の農業・農村振興計画の5項目からそれぞれお答えをいただきました。特に畜産クラスターの取り組みですとか、また振興センターの関係も先般山崎議員の一般質問の中でも触れられておりましたけれども、そのあたり収益性につながるような取り組み、引き続き進めていただきたいというふうに思います。

担い手の関係で少し確認も含めて御質問させていただきたいのですが、今年度から新規で新規就農者に対する支援事業、また農業後継者の支援事業が新たな形でスタートいたしましたけれども、

特に農業後継者の支援事業に関して、まだ4月から2カ月ちょっとしかたっていませんけれども、申請ですとか問い合わせですとか、農業後継者の方から今の段階でありましたか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 新しい制度については、この間経営所得安定対策の受け付けをさせていただきましたが、そのときに改めて議員も持っておられますけれども、名寄市の平成29年度の施策の概要について配付をさせていただきましたので、正式にはこの配付が周知が最初ということですので、事前に多少の相談はありますけれども、正式な、あるいは具体的な相談については農作業が一定程度落ちついた段階で改めてあるのではないかとこのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 私もそのときにこれともとも委員会で配られたものは事前にいただいていたけれども、いただきました。これで周知ということだと思いますし、今時期はちょっと忙しい部分も皆さんありますので、なかなか中身まで実際には目通せないというのが実際だと思います。少し作業が落ちついた秋以降でないとなかなかこういうものにもゆっくり目が通せないのかなと思いますし、ただせっかく新しく4月から始まった事業ですから、少し情報の提供の仕方工夫して、特に若い農業者の方に新たに後継者に対する支援が拡充されたということはやはり知っていただくべきかなというふうに思います。そういった部分で何か部内でやはり今後検討されて、いち早い情報提供をするべきかなというふうに思いますけれども、少し考え方あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 議員が言われますように、制度はつくって終わりではありませんので、いかに有効に活用いただいて、魂を入れていただくかが重要な課題だというふうに思っています。

まず、広くこの冊子を皆さんにお配りをさせていただいたというのが手始めとしての周知でありますけれども、当該の農業後継者支援事業については一定程度対象者が絞られているところもあります。私がかつて農政担当の係長のときに、山田議員はたしか農協の青年部の役員をやられたと思いますけれども、そのときも青年部の人を集めていただいて、説明の機会を持っていただいたような覚えもありますけれども、改めて青年部ですとか、それより若い農業グループもありますので、そういったところも場を使いながら、ぜひ周知をさせていただければというふうに思っております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） これから少し植えつけ作業が一段落して、7月、8月なんかはそういう若い農業青年団体の集まり等もあります。私自身も積極的に知っているのですが、そういうのは情報提供は十分しようと思っておりますけれども、部長もそういう機会捉えて、一緒になれる機会も多分多いと思いますので、何かの機会を捉えて若い皆さんにそういった情報も少し提供できる工夫、また農協青年部の集まりなんか使ってもいいのだと思いますし、せっかくなのでいい取り組み、またこれ以外にもこれから取り組もうとしていること、たくさんいい取り組みもあると思いますので、まず情報として知ってもらわなければやはり意味がなくなりますので、そういった機会しっかり捉えて情報提供をお願いしたいというふうに思います。

また、新しい事業ということで、少しICTの関係。今年度からGPSの基地局を設置していただいて、これは行政にも協力していただいて、またJAの御協力もあってということで設置した中で、早速もうGPS機能を使って農作業されております。私自身が使ったということではないですけれども、私も委託して作業やってもらいました。大豆をまいてもらったのですけれども、人間の手でやるよりも本当に正確です。真っすぐですし、

何より植えつけの深さがやっぱり狂わないです。その前段の作業というのが物すごく省力化される、これは機械の性能にもよりますけれども。そんなに時間をかけて作業をしなくてももうまける状態、それはまく機械がそのような状況になっているからということなのです。本当にGPS、ICTを活用した取り組みというのはこの先やっぱり広がっていくというのは、これは私も肌で実感しております。今年度も含めて、新たに部長なりにそこら辺のICT農業のこれからの発展の可能性、また具体的な今年度以降の取り組みあれば改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ICTということがあります。農業の抱える大きな課題としては、山田議員の冒頭の御質問の中にもありましたけれども、労働力をどう確保するかということで、そこを外部からの労働力の確保というのがありますけれども、一方では農業者みずから労働力の削減というのでしょうか、作業の効率化を図るといような側面があると思いますので、そういった意味においてはこのICT、規模が拡大される中では非常に有効な手段であるなというふうに思っています。さらには、作業をする方についても人を選ばないと言ったら変ですけども、いろんな方が作業機を扱えるというような面もありますので、今後こういった活用も十分検討していかなければいけないだろうなというふうに思っています。ここは農家さんのほうで研究会なども立ち上げていただいておりますので、研究会とも十分連絡をとりながら、今後検討させていただければありがたいなというふうに思っています。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 今部長のお答えにもありましたけれども、こういうことがまさに今後の農地集約にもやはりつながっていくのだというふうに思います。規模がそれぞれが持つ面積が大

きくなった中で、どれだけ省力化して生産性を下げない、いいものをとるかという部分につながっていくのだというふうに思いますので、本当に効果があるなというふうに肌で感じておりますので、研究会等とも情報交換しながら、協力できる部分はまた今後も行政としての絶大なる協力を私の立場からもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

農地集積の関係ですが、今まで私も一般質問の中で今後の人と農地の問題、課題が今の段階でもあるということで質問もさせていただいてはいましたけれども、前回の定例会でしたか、アドバイザーの方を実際に、出し手と受け手の方一緒に聞くのではなくて、それぞれに聞き取り調査をして、少し意見を集約した形で今後の方向性、やはり人と農地の問題、つけていきたいというような展開まではそういう状況であったかというふうに思います。今の状況も含めて、今年度以降そのあたり人と農地の問題、農地集積の関係、どのような形で今年度進められるのか、お考えあればいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 議員が言われますように、農地集積というのがやはり今後の一つの課題だろうなと思っております。ここは当然出し手、受け手がありますので、この間も地域に入りながら需要と供給の関係の取りまとめをさせていただきましたけれども、ここについては引き続き地域の声を聞きながら丁寧に対応していく必要があるだろうと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） なかなか短い期間で急速に進むことではないというふうに私も認識しておりますので、少し時間がかかってもじっくりきちんとした形で、出し手、受け手の合意形成も含めてそこら辺がマッチングしないとやっぱりどうしてもせつかくのというか、いい農地までもが遊

休農地になってしまうというようなことにもつながってしまいかねませんので、そういった丁寧な対応を引き続きよろしくお願ひしたいとします。

また、労働力確保もお答えの中でいただいたかというふうに思います。法人化も含めて研修会もやられるということでお答えの中にあつたかというふうに思います。そういった取り組みもそうなのですけれども、他産業とのマッチングができないかどうかこれから検討されるのだというふうに思いますけれども、1つ道のほうの第5期の北海道農業・農村振興推進計画の中では、道の推進事項として農業経営における障がい者雇用の促進ということで、重点事項として道のほうでは打ち出しているという部分があります。名寄市内にも障がい者の就労支援の事業所がありまして、実は私自身も少し忙しい時期、私もこうやって家にいない時期があつて家族に負担をかけるものですから、スポット的に使ったりもしています。そういった可能性も名寄市内の中でないのかなというふうには、農業という産業と行政も含めた中で、JAも含めた中でももう少しマッチングした中で、需要はあるのかなというふうには考えていますけれども、そのあたりのお考えについて何か可能性も含めてお考えがあればお聞かせいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 農業の労働力確保の関係については、市立大学の先生の御協力をいただきながら、昨年から調査をさせていただいているところであります。まだ最終的な取りまとめには至っていない状況でありますので、中間的な部分ということでお受け取りいただければと思いますけれども、この中でやはり労働力のマッチングというところの提案が1つはございまして、その中の一つの供給先と言ったらあれかもしれませんけれども、相手先とするとそういった福祉施設もその一つにはなるのではないかという、そんな視点もいただいているところであります。ただ、実

際に活用するに当たってはこういった作業が適切な  
のか、そういった部分も含めての検討が必要だ  
と思いますので、そこも含めて、さらにはそれ以  
外のところについての御示唆もいただいております  
ので、そこも含めて関係団体あるいは生産者の  
皆さんも含めて今後調査研究、方策を検討してま  
いりたいと思っております。御理解いただければ  
と思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 生産者として使っ  
ている立場からいうと、やっぱり使う側の理解も本  
当ここは非常に大きいのだと思うのです。そこは  
安易にもう単純な労働力としてはやっぱりこれは  
現実としていかない部分もあるのですけれども、  
受け入れる側さえ理解があれば、結構ちょっとし  
たことで一般の企業でなかなか働けないというよ  
うなものを抱えている方って意外と本当に変な言  
い方ではなくて労働力としても十分確保というか、  
力になるというケースも非常に多いものですから、  
ただ双方の理解がないとという部分もありますの  
で、そこら辺少し研究していただいて、また生産  
者も含めた中でそういったいわゆる農福連携とで  
もいうのでしょうか、私ももう少しそのあたり自  
分なりに勉強しつつ、また何かの機会ですこ  
ら辺はこういう場でちょっとやりとりさせていただ  
きたいというふうに思いますので、引き続きの  
御検討をお願いをしておきたいというふうに思  
います。

それぞれ確認も含めてお聞かせいただきました。  
いずれにしても、私もこういう場で何度も繰り返  
し申し上げさせていただいておりますけれども、こ  
れからの若い農業者が今どういう思いで、またこ  
れから先どういう農業をやりたいのかという部分  
がやっぱり一番、それを把握しつつ施策の展開を  
していくということが重要なのだというふうに思  
います。そういう意味では、ぜひ白田部長も若い  
担い手とのかかわりというのを積極的にいろんな  
会合の場面も含めてつくっていただきたいという

ふうに思いますし、そういう中で地域の将来の営  
農の姿というものをそれぞれが共通認識を持った  
中で見つけて、そういう中で進んでいけるのかな  
というふうに思います。

白田部長、唐突ですけれども、白田部長なりに  
考えておられる今から10年後のこの地域の農業  
の姿ってどんな姿だと思いますか。お答えいただ  
ければと思います。正解とかはないので。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 10年後の姿とい  
うことでありますが、私も実を言うと農家の息子で  
ありまして、子供のころ繁忙期には作業を手伝っ  
た覚えがあります。そんな原体験もあるせいか、  
外に出ると作物の生育状況が気になるというよう  
なところがありまして、今回経済部長ということで  
そこに業務として携われると。大変うれしく思  
っているところであります。

10年後の農業ということでもありますけれども、  
ここについては10年先となりますといろいろあ  
りますけれども、まさに総合計画の期間が10年  
ということでもありますので、さらには今回策定し  
た第2次の農業・農村振興計画についても10年  
先ということでもありますので、まさにこの計画に  
基づく施策を進めていくことが10年先の姿にな  
るのだろうと思っておりますが、市長が常々言わ  
れているのは名寄市は可能性があるということだ  
といます。私は、今回経済部で今農業の質問をい  
ただいておりますけれども、その可能性のある一つ  
の分野がこの農業だというふうに思っております  
ので、さらに産地として力強く、ある意味では自  
立もできるような、そんな産地になっていること  
を願いながら、姿ではないかもしれませんが、お  
許しをいただければと思います。よろしいでしょ  
うか。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひ部長なりの思い、  
若い担い手とそういう議論を交わしていただき  
たいというふうに思います。そういう中から本当に

名寄の農業施策、もっともっといいものをつくり上げられていくのだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ちょっと余談になりますけれども、若い農協の組合長も誕生しました。本当にうれしいことだなというふうに思いますし、これは前組合長の功績の上にということが大前提ですけれども、これから先また新しい風が吹くのかなというふうに思っていますので、そういう意味でも私自身も一生懸命やらなければならないですけれども、期待をしたいというふうに思っています。

それと、農林業施策の概要、29年度配られましたけれども、ちょっと確認です。私の手元にきていないだけかもしれませんが、第2次の農業・農村振興計画の冊子はいつごろ農業者の手元に配られるのでしょうか。あともう一つ、ダイジェスト版の関係、どのようになっているか確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 配付のほうが滞って大変申しわけなく思っておりますが、まず計画のほうについてはでき上がっておりますので、今印刷の作業に入っておりますので、そう遠くないうちにはお配りをできるのかと思っております。もう一方のダイジェスト版のほうでありますけれども、これについて少しわかりやすいものをとということとときに議員のほうからも将来の姿がわかるような形でというのは御提言もいただいておりますので、もう少しお時間をいただいて、わかりやすいものとしてお配りをさせていただければと思いますので、御理解いただければ幸いです。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） わかりました。せっかくダイジェスト版もつくっていただけるということで前回お答えいただきましたので、少し待ちたいと思います。いいものをつくっていただいて、みんなでそれを共有できるという部分が大事ななというふうに思いますので、よろしくお願ひした

いというふうに思います。

ちょっと時間もなくなってきましたので、経営所得安定対策についてはまだ不確定な要素も多いということなので、情報収集等していただいて、どうなるか見えない分、不安な声も少し聞こえてまいりますので、情報提供等、情報収集も含めてそのあたりはお願ひしたいと思っておりますし、何かそういういった大きな影響になるのであればやはり市としても動かなければならない場面も、もしかしたら国に要請しなければならない部分も出てくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事業への対応についてですが、これはやはり私前も同じことを申し上げたかもしれませんが、担当職員さん本当に大変だと思いますし、一生懸命やっています。相談に行ったら本当に親身になって、中身もよく勉強していただいています。ただ、それが生産者に伝わっていないのが私も残念ですので、やっぱり少し、例えば先ほどお答えの中でありましたけれども、JAの広報を利用されたのですよね。なかなか今時期やっぱりこれさっきの概要ではないですけれども、見ないのです、生産者の皆さん。特にそういった事業が必要としているのは、本当に若い担い手の皆さんがある意味中心なのだと思います。電子メールでの配信等もということで検討するということとお答えいただきましたので、ぱっとスピーディーに情報が行くような形で、私はいいのではないかなというふうに思いますので、少しそのあたりも研究していただいて、ある意味必要とされている方にタイムリーな情報が行くという体制とさせていただければというふうにここはお願ひをおきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、智恵文沼の関係に行きたいというふうに思います。治水と観光の面で何とか整備をいただけないかということで、治水の面では建設水道部長から地域からの要望も踏まえた中で市とし

でもしっかり対応していただけるというお答え、また営業戦略室長からは観光の面で改めて認識を高めてということでのそれぞれ前向きなお答えだったのだというふうに思いますけれども、私こういった地域でこういった声がどんどん、どんどん大きくなるにつれて、私自身も本当に灯台もと暗しというのでしょうか、観光資源としての意識って地元の人間として余りなかったのですけれども、改めていろいろ調べてみるとやっぱり名寄市の中でも有数の観光資源であるなというふうに自分自身でも感じました。実は智恵文沼、御承知かと思えますけれども、智恵文沼保存会というのが地域にありまして、それ以前から地域の方は保存の活動をやっていたのですが、正式には平成3年に設立されて、お話を聞くと設立時の会としての目指す姿というのが明確にありまして、これ観光資源として本当に釣りの名所として発展をさせたい。JRに近い、そして道道美深名寄線沿いであるという交通の利便性も利用してたくさんの釣り人に地域に来ていただきたい。そして、そこでプラスアルファ、地元農産物のPR、販売につなげたい。そして、名寄、智恵文という地名を全道、全国にアピールしたいという設立時の目指す姿があったのだそうです。私もそれ聞いて、これは今それこそJRの関係で室長からもお答えいただきましたけれども、存続の問題も出てきている中で、少しそういう部分も利用促進も含めて宗谷線の存続の部分、智恵文沼という名称があって、JR智恵文駅にも本当に近いのだということで、そういった関係でもどんどんPRもできるのかなというふうに思いますけれども、またそういった面での活用の仕方、観光としての活用の仕方、あるのではないかなと思いますけれども、室長、どう思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 智恵文沼につきましては、先ほど答弁させていただきましたように観光振興計画で改めて自然を生かした施設等の

環境整備事業の対象施設であるということも位置づけさせていただきました。当然のことながら、外にPRすることも大切なのですが、改めて市民の方々に智恵文沼というものが観光施設であるとともに、そのよさというのを認識してもらうということも重要なことと考えています。

私どものほうで毎年夏の時期と冬の時期に名寄の改めての観光資源的な要素の部分について市民を対象にしたモニターツアーというのを実施させていただいております。そこに改めて市民の目から見たらどういった視点にすることによって、さらにストーリー性とか含めて付加価値がつけられてPRポイントとなるかという部分の事業をやらせていただいておりますので、今回智恵文沼の部分についてもそういった市民に知っていただくものということのモニターツアーの対象地域ということで、毎年毎年1年ごとにやっていますので、そういったことでモニターツアー等の事業を実施させていただいて、改めて自分もそうなのですが、市民の方にも知っていただく機会を設けていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 私も地域の人間としてももっと智恵文沼のよさ、これ改めて認識しなければならぬなというふうに思いました。実は過去には、智恵文沼保存会の方にお聞きしたのですけれども、今天塩川でカヌーやっていますよね。智恵文沼の近くでカヌーの船着き場の構想もあったらしいのです。智恵文で船着き場があって、智恵文沼を使ってカヌーの練習場にしようというような構想もいいところまで進んだらしいのです。いろいろな経緯でちょっとそこが智恵文の本当に沼にほど近いところがカヌーの船着き場にならなかった。最終的にはならなかったのですけれども、そういった構想までもがあったそうなのです。ですから、そういった部分で室長お答えいただきましたけれども、私たち地元の人間ももう少しよさ



を見直すという部分もこれは必要になってくるのかなというふうに思いますので、私たちもそういった意識持っていきたいというふうに思います。

また、釣りがもうマニアの間では本当に有名な地だということで、実はもうヘラブナ釣り大会って毎年春と秋2回行われているのです。何でこんなにたくさんの方いるのかなと思ったら、やっぱり大会なのですって。そういった部分でも有名ですし、ヒブナの生息調査は昨年までに3度やっていただいて生息が確認できなかったということなのですけれども、ヘラブナというのが私釣りやらないからわからないのですけれども、釣りやる方に聞いたのですけれども、釣りの世界では釣りはフナに始まりフナに終わるというのですって。ですから、何だ、ヘラブナかという感覚では絶対ないのです。そして、そのフナに始まってフナに終わるってその始まりはマブナで、終わりは最終的にはヘラブナなのだそうです。だから、ヒブナがいなくてもヘラブナがいるというだけでも釣り人にとってはもう十分らしいのです。ヘラブナのヘラです。釣り人の難易度においては、アユとヘラは最高峰なのですって。だから、そういったことも私も初めて今回知りましたし、釣りやる人の中では常識らしいのですけれども、そういった部分でもヒブナいてほしいです。昭和12年に智恵文沼ができたということなのですけれども、同じ年の昭和12年、釧路の春採湖はヒブナが生息確認されて国の天然記念物に指定されていますので、いれればいいなというふうな期待は持ちつつも、ヘラブナでもそういう観光、釣りも含めてアピールに十分なのではないかなというふうに思いますので、観光という面、そしてそういった貴重な魚の生息にやっぱり影響があると。排水の関係も含めてですけれども、今ヘドロがたまり、また土砂の流入で沼底が少し上がってきて、ハスなんかもすごく生い茂って、ちょっと整備がされていない状況で、これはやはり生息にも影響があるのではないかなというふうなことがあるようです。過去には一時

そういう状況になって、昔コイが智恵文沼大量死があったそうです。畑が近くなので、最初農薬の影響ではないかというようなことではあったのですけれども、専門家に調査していただいたら、川底が上がることで、そして上では草木が茂って呼吸ができない。やっぱり酸欠ではないかというような、生息にも影響があったということでもあります。それから、昔2回ぐらいやっているそうですけれども、床ざらいの実施に至ったということでもありますので、少しそのあたりも加味して、これはもう名寄市でやることではないかもしれませんが、要請として、沼自体は開発、旭川開建、それに付随する道道沿いの排水の関係は土現でしょうけれども、上部組織にしっかりと改めて働きかけもしていただいて、何とか沼底の整備もできるような形で、ぜひこれは地元保存会とも連携して、そういったことであればもう保存会、本当に地域の自然保護団体ですから、そういったことうまく使って上部に要請していただいて、何とか環境整備につなげていただきたいと思いますけれども、建設水道部長、改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 御提言いただいたなというふうに今思っているところです。議員の御質問で今回いただきましたので、実は私もつい先日、議員には失礼な言い方になりますが、数年ぶりに智恵文沼行きまして、あずまやのところ少し時間を過ごさせていただきました。本当に時間がゆっくり流れるような雰囲気のある落ちついた気持ちにさせていただけるところだなということに再認識しました。私も釣りはしませんけれども、恐らくこういったところで釣りに励まれると、本当にいい時間を過ごしていただける場所なのだということ想像させていただきました。お話ございまして、大変そういう意味では貴重な沼だというふうに思っていますし、私どもの力だけでなく、当然北海道、国のほうにも沼の状況等

注視しながら、求めるものがあれば適時対応していただくような考えでまいりたいというふうに思っておりますので、何分御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひ何とかお願いしたいというふうに思いますし、地元の保存会の皆さんも本当に今そういう状況、どんどん環境が悪化してきている部分で心配もされていますし、また私も余りに近過ぎてとか、2枚の畑隣接していますので、余りに近過ぎて、今回私自身も再認識させていただきましたので、少しこの智恵文沼の名寄市の中での観光資源の位置づけというものも私自身も認識をしていきたいというふうに思いますし、また引き続き実際に動く団体、地元の保存会の皆さんも協力していただけるということですから、そういった部分何とか整備ができるように改めてお願いしたいというふうに思います。

最後、学校の関係です。それぞれお答えいただきました。老朽化、改修が必要なもの、また果たしてきた役割からの整備等、しっかりとそのあたり認識していただいた上で次期計画に反映をさせていただきたいというふうに思います。改めてこのあたりは機会があればさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第13号 工事請負契約の締結について、議案第14号 工事請負契約の締結に

ついて、以上2件を一括を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号及び議案第14号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業における建築主体工事及び機械設備工事の工事請負契約を締結しようとするものであります。

まず、建築主体工事につきましては、本年6月6日に3社による一般競争入札を執行した結果、中館・廣野・坂下特定建設工事共同企業体が14億4,000万円で落札し、これに消費税及び地方消費税1億1,520万円を加え、15億5,520万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、機械設備工事につきましては、同じく6月6日に3社による一般競争入札を執行した結果、山崎・扶桑・開成特定建設工事共同企業体が2億4,460万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,956万8,000円を加え、2億6,416万8,000円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、2件について名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては建設水道部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議案第13号、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業（建築主体工事）及び議案第14号、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業（機械設備工事）の市長提案の追加説明を一括して申し上げます。

風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業に

つきましては、平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設計を行い、これまで議会や委員会などで報告させていただいておりますが、現校舎は新設校として昭和47年開校以来45年を経過し、施設や設備の老朽化が著しいことから、児童のために安全で快適な学習環境を整備するとともに、地域に開かれた学校として校舎及び屋内運動場を改築しようとするものであり、平成30年11月の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業の事業概要について説明申し上げます。建物の構造規模は、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨、鉄筋コンクリートづくり及び鉄骨造平家建て、延べ面積4,880.32平方メートルとなっております。

お手元の資料に基づきまして御説明をいたします。表紙をおめくりいただきますと、資料の右上部に資料の番号を振ってございますので、御参照ください。資料の構成は、資料の1から3までが建築主体工事、4から7までが機械設備工事となっております。

初めに、資料1の配置図をごらんください。図面中央部の斜線部分が平家建ての校舎及び屋内運動場となっており、屋内運動場に隣接して駐車場を整備します。また、校舎右側のグラウンド整備及び旧校舎解体は平成31年度を予定しております。

次に、資料2の平面図をごらんください。図面下部の校舎棟の南側が普通教室や特別支援教室などを配置し、中央から北側は特別教室や多目的スペース、トイレのほか、管理部門の職員室、校長室などを配置しています。また、図面右側には児童玄関や給食搬入口を配置し、その上部の北側には図書室と運動場を配置し、一般開放用玄関から運動場や図書室を利用することもできます。

次に、資料3の立面図をお開きください。上段より北側、東側、南側、西側の立面図を表してお

り、外壁仕上げは全体的に維持管理の容易なカラーガルバリウム金属板仕上げとし、腰壁及び児童玄関周囲をタイル仕上げとしております。また、屋根は防水処理した上で除排雪軽減のため無落雪屋根としております。

次に、資料4の暖房設備図をごらんください。校舎の暖房設備図となっており、斜線部分は床暖房とし、それ以外の諸室はパネルヒーターを設置し、冬期間は児童や教師が快適に過ごすことができます。

次に、資料5、暖房設備図をお開きください。屋内運動場の暖房設備図となっており、周囲の壁の下部より温風が吹き出し、冬期間は快適な環境で児童や教師が屋内運動場を利用することができます。

次に、資料6をごらんください。換気設備図となります。各所要室の換気設備を示したもので、ほぼ校舎全体に吸気、排気設備を設置し、快適な環境をつくります。

続いて、資料7、空調設備図をごらんください。各所要室の空調設備を示したもので、主にコンピューター室、音楽室兼視聴覚室、図書室に室内機を設置するとともに、室外機を図面左側の児童トイレ横に設置して室温をコントロールし、日中子供たちが快適に授業を受けられるようにするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 委員会所管事務調査報告を行います。

経済建設常任委員会より所管事務調査報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

委員会の報告を求めます。

経済建設常任委員会、川口京二副委員長。

○経済建設常任副委員長（川口京二議員） 議長のお許しをいただき、経済建設常任委員会で昨年1年間調査研究した除排雪について、平成29年5月19日、第8回経済建設常任委員会において全体のまとめを行いましたので、報告させていただきます。

昨年の5月19日、第4回経済建設常任委員会において年間の調査研究テーマを除排雪の調査研究とし、その後担当部署、町内会長との意見交換、道内6カ所（深川市、旭川市、滝川市、美唄市、岩見沢市、富良野市）の先進地視察を経て委員会で議論し、現行の除排雪施策をベースにサービスの向上を図ることを基本とし、サービスの強化、拡大と実施に当たっての必要な対策を以下のとおりまとめました。

なお、委員会では12回にわたって除排雪について議論してきましたが、時間の関係もあり、詳細については省略させていただきますので、御了承ください。

まとめに当たって全委員の共通の認識は、現行の名寄市の除排雪サービスは一定のレベルにはあるが、降雪量がふえると全ての対応に影響が出るというぎりぎりのところにあるという認識で、これまでの市民の皆さんの除排雪に対する不満や不安を解消するには除排雪対策本部の設置などの全

市的な対応と予算の増額、機械力の増強を検討すべきと判断しました。

具体的に1、新たな施策及び現行のサービスの強化、拡大という点では、①、生活道路の排雪方法の改善として生活道路、幹線道路の排雪を最低年1回全てかき出しで実施する。また、回数についても生活道路の状況が道路が狭く、雪を捨てる場所もなく、車もすれ違えない場合は排雪を実施し、排雪回数をふやす。②、子供たちの安全確保のため、通学路の壁となっている雪山の解消と交差点の見通しの確保のための排雪を強化する。③、高齢者、障害者の間口除雪の実施について他市の実施状況では大いに参考になることが多かったが、現行の名寄市除雪サービス等助成要件の収入要件の見直しによる対象者の拡充や除雪が入ったときに個人で間口除雪を依頼している分への助成などを新たに施策として実施するなどの検討を各部で進める。④、現在実施している排雪ダンプ助成を少量の排雪への対応と新たに事業者が参入しやすくなるように小型ダンプトラックも対象となるような要綱の改正整備を行う必要があるという委員会としての結論に至りました。

また、2、実施に当たっての必要な対策として、①、冬期間の除排雪対策本部を設置し、各種申請、苦情の受け付け、委託事業者や町内会との意見交換の実施、作業の直営部門の充実などによる機動力の強化を図り、雪山、交差点対策やクレーム等について迅速に対応する。安全確認、雪の積もりぐあいの確認、交差点の状況などを適宜把握するためのパトロールの強化と作業基準の作成により、どの時点で排雪するか判断する。②、機械力の増強はサービス拡大、強化には不可欠であり、年次計画を立てて計画的に機械を整備し、雪山、交差点排雪、道路が狭く雪を捨てる場所もなく、車もすれ違えない場合の地域の排雪対応を図る。あわせて機動班として適宜対応できる体制、人員の確保を図る必要があるとしております。

なお、生活道路の排雪方法の改善と回数の増に

ついて早期の解決には難しい点もあることから、当面は試行的に特定の地域、町内会で道路が狭く、雪を捨てるところもなく、車もすれ違えない場合に回数をふやすことも検討すべきです。

以上が委員会として調査研究を行ったまとめになりますが、いずれにしても現行のサービスの改善、変わったという実感が必要であり、委員会としては報告した内容の実現を強く求めるものがありますが、除排雪にかかわるサービス改善は多くの市民の共通の課題でもあることから、今回の内容は経済建設常任委員会としてまとめましたが、全議員の皆さんにも御理解をいただき、今後の対応等について議長に特段の御配慮をいただくようお願い申し上げ、委員会報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 意見書案第1号 学校給食費の無料化及び給食費負担の軽減を求める意見書、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書、意見書案第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第5号 ライドシェアの導入ではなく安心・安全タクシーを求める意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 報告第8号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

議会報特別委員会、川村幸栄委員長。

○議会報特別委員長（川村幸栄議員） それでは、議会報特別委員会視察報告を行わせていただきます。

議会報特別委員会は、4月26、27日、石狩

市、留萌市を視察研修を行いましたので、御報告いたします。

4月26日は、石狩市議会を訪問し、特色ある紙面づくりなどについて視察研修を行いました。石狩市議会の議会だよりは、市の広報紙とともに札幌市の業者へ委託、デザイン性などの優位性とともに委託経費の節約となっていました。プロポーザル方式の入札となっており、参加業者は市民へのアンケート調査にも取り組んでいました。業者委託のため、発行まで約40日ほどかかるとのことでした。

視察後の議員間の意見交換では、レイアウト等専門家が行っていることもあり、見やすさなど大いに参考になる。また、1色刷りであるが、4色を使い分けて毎回変化をつけているので、よいと思うなどの意見とともに、議員みずから編集等を行い、発行日についても定例議会終了後なるべく日を置かずに発行していることなど、議会だより「なよろ」のよさを認識することができたとの感想も出されました。

4月27日は、留萌市議会で「議会かわら版」発行などについて視察研修を行いました。広報常任委員会の委員8名が議会広報作業班4名、お知らせ掲示板「かわら版」、ホームページ作業班4名に分かれて活動、議会広報は5月、8月、11月、2月の年4回、費用節減を目的に平成16年5月より留萌広報紙の中に組み込んで発行されています。ページ数は限られていることから、一般質問者が多いときは原稿字数が制限されるとのことでした。また、市民に親しまれる議会だよりとするために公募によりネーミングを「議会ですこんにちは」に変更するなどの工夫をしています。「議会かわら版」は、委員手づくりのA3判片面カラー刷り、ポスター状です、を月1回、年12回を原則として市内公共施設など9カ所に掲示しています。読む議会だよりから見る議会だよりへと取り組みを進めています。内容は、定例議会の案内等が多いようでしたが、市民へのアピール度

は大きいものがあると感じ、私たちもぜひ取り組んでみたいとの感想が全委員から出されたところでもあります。

議会改革の中で議会報特別委員会の視察が任期中1回であったものを予算の範囲内で視察を行うことができると改正したことにより今回の視察が実現し、各議会ごとの特色ある議会報づくりを視察研修できました。市民の皆さんにより親しんでいただける議会だよりづくりに取り組みを進めたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、議会改革調査特別委員会、山田典幸委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田典幸議員） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年度の議会改革調査特別委員会の行政視察について御報告いたします。

当委員会は、4月19日から21日までの3日間で紋別市、栗山町、芽室町の3自治体それぞれの議会における議会改革の取り組み及び議会運営について視察研修を行いました。

初日の紋別市議会は、平成26年7月の市議会議員選挙より議員定数を18名から16名へ削減、それに伴い3常任委員会体制から2常任委員会体制へと変更し、議会活動を行っています。名寄市議会として今後の定数議論の参考とするため、視察先として選定をいたしました。

初めに、現在の議員定数に至るまでの経緯について、定数に関する議会内での協議内容について、2常任委員会での活動についてそれぞれ説明を受けました。現在の議員定数に至るまでの経緯については、平成24年に議会改革協議項目として議員定数と議員報酬見直しが盛り込まれ、平成25年から議会運営委員会において定数については18名から16名への削減の是非、議員報酬については36万円から5%程度の削減の是非について協議を行い、議員報酬については全会一致で据え置きとすることに決定したが、定数については結

論に至らず、議会運営委員会での協議を終了し、平成25年第4回定例会に議員定数削減のための条例改正案を議員提案により提出し、賛成多数により可決され、16名の定数になったとのことでした。

協議内容については、定数の削減に関しての賛成意見としては市民から削減の声が大きい、行財政改革で市職員や市民に負担がかかっている中では議員も身を削るべきなどの意見があり、反対意見としては市民の幅広い意見や少数意見の反映のためには削減すべきでない、委員会主義をとる紋別市議会においては定数削減による委員会定数の減少は避けるべきなどの意見があったとのことでした。また、議員報酬の削減については、賛成意見として行財政改革で職員給与が削減されている、類似都市と比較して報酬は低くない、反対意見としては議員のなり手不足につながる、議員の専門化の流れもあり、報酬の生活給に近い考えも必要などの意見があったとのことです。2常任委員会での活動については、メリットとして委員数の増加による多様な発言と質疑や議論の活発化につながった、デメリットとしては担当所管の拡大による委員の負担増と専門性の低下が見られたとのことでした。

説明を受けた後の質疑応答では、定数削減について市民意見聴取の取り組みはどのようにされたのかの問いに対しては、議会全体として市民意見の聴取は行っていない。市民の多くは定数は少ないほどよいと思っている中であっても、議会の責務として現状にふさわしい定数を明確に示すべきという姿勢で議論をし、結論を出したとのことでした。定数を議論する中で、議員の質やレベルの向上についての意見等はあったかの問いに対しては、定数削減が議員の質の高まりにはつながらないと考える。多様な意見を持った議員が少なくなることによる市民へのデメリットも考慮しながら議論すべきとのことでした。

2つ目の視察先の栗山町議会は、平成18年に

全国初となる議会基本条例を制定した議会改革の先進地です。栗山町議会基本条例の特徴的事項とそれに基づく実践例について詳しく説明をいただきました。主な実践例としては、平成17年3月に全国で2例目、道内では初となる議会報告会を実施、議会基本条例制定のきっかけはこの報告会を継続的に実施し、条例に明記すべきとの町民の意見に端を発しているとのことでした。現在では、毎年3月に町内12会場で開催し、延べ200人以上の町民が参加しているとのことです。また、報告会とは別に町民や団体との意見交換のため、議会主催による一般会議を平成18年から28年3月までの間に計29回開催しています。主な団体としては、商工会議所、青年会議所、教育委員会、栗山赤十字病院などで、団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求める場合もあるとのことです。

栗山町議会基本条例第5条第2項に反問権の付与の規定がうたわれており、条例制定後から現在まで一般質問において計9回の反問権の行使があったということです。条例の見直し手続については、1年ごとに条例の目的が達成されているかを議会改革推進会議で検討し、条例改正が必要となった場合は町民への説明責任を果たすため、改正理由、背景を本会議において説明しています。その他にも町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置、有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入などさまざまな議会改革の取り組みを実践しているとのことでした。

質疑応答では、議会報告会の参加者が非常に多いが、工夫していることはあるかの問いに対しては、議会だより臨時号の全戸配布に加え、自治会長と日時や場所を協議し、多くの町民に参加してもらえるようにしているとのことでした。また、反問権の行使による効果はの問いに対しては、議員それぞれが質問するに当たり今までより深く勉強して臨むようになったとのことでした。

最後の視察先の芽室町議会は、議会改革度ランキングで2年連続で全国1位となるなど、議会改革の最先端を行く議会です。芽室町議会においては、平成25年3月に議会基本条例を制定、同年5月からは議会会議の主導権の確立と委員会活動及び議員活動を機動的に行うことを目的として通年議会制を導入しています。また、議会活性化計画を策定し、年度ごとに主要項目についての取り組みを評価し、議会活性化計画最終評価書としてまとめ、議会の見える化とPDCAサイクルを確立させています。町が進める構想、計画、政策、施策、事務事業に対し、町民との意見交換を通じ所管事務調査及び議員間討議を踏まえ、議会として町に政策提言を行うために政策形成サイクルを導入、本格的に取り組んだ平成26年度には政策及び事務事業の推進に関する提言の決議として6項目を議決したということです。

広報広聴の取り組みについては、議会白書の作成、公表、議会報告会及び意見交換会の総括報告書の作成、配布、議会だよりの毎月の発行、SNSやホームページの毎日の更新、議会ホットボイスにより町民意見を募集、町民との意見交換会である議会フォーラムの開催など多くの取り組みが実践されています。ほかにも議会サポーター制度、議会モニター制度の設置に加えて町民からの意見、提言を幅広く議会運営に反映させることを目的に議会諮問会議を設置し、より町民に開かれた議会を目指し、取り組んでいるとのことでした。

質疑応答では、議会だよりの毎月発行による住民の反応はの問いに対しては、毎月の発行によって住民からは議会が何をやっているかわからないなどの声は聞こえなくなったとのことでした。また、多くの議会改革の取り組みによる議会の変化で住民の意識はどのように変わったと感じているかとの問いに対しては、住民参加と情報公開を大前提に取り組んできたが、目的は議会改革ではなく住民の福祉の向上である。その手段として住民との対話や政策議論がある。そのような活動の繰

り返しで住民に議会のことが徐々に理解されてきていると感じているとのことでした。

今回の3カ所の視察研修は、人口規模、議員定数等類似自治体と議会改革の先進自治体を視察しましたが、それぞれにおいて参考にすべき点が多くあり、大変有意義な視察でありました。今後名寄市議会としても市民の福祉の向上を目的とした議会改革をこれまで以上に進めてまいります。

以上、議会改革調査特別委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成29年第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時33分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 東 川 孝 義